りそなグループ B.LEAGUE 2026-27

B.LEAGUE ONEプレーオフ試合実施要項

第１条〔趣旨〕

本実施要項は、Ｂリーグ規約第34条第１項第５号に定める公式試合として、2026-27 B.LEAGUE ONEプレーオフ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2026-27 リーグ戦試合実施要項」のうちB.LEAGUE ONEリーグ戦に関する規定を準用する。

第２条〔大会の目的〕

(1) 2026-27 B.LEAGUE ONEリーグ戦における各地区の１位および２位のクラブと、各地区の上位２クラブを除いた15クラブのうち上位６位クラブ（以下「ワイルドカード」という）が本大会に参加する。

(2) 2026-27 B.LEAGUE ONEリーグ戦における各地区１位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区１位/五地区間１位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/五地区間２位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/五地区間３位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/五地区間４位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/五地区間５位クラブ」といい、「B.LEAGUE ONEプレーオフ出場順位」を１位、２位、３位、４位、５位とする。また、各地区２位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区２位/五地区間１位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区２位/五地区間２位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区２位/五地区間３位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区２位/五地区間４位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区２位/五地区間５位クラブ」といい、「B.LEAGUE ONEプレーオフ出場順位」を６位、７位、８位、９位、10位とする。上位を決定するにあたっては、「2026-27 リーグ戦試合実施要項」第９条第３項の規定を準用する。

(3) 各地区の上位２クラブを除いた15クラブのうち上位６クラブを上位から順に、「ワイルドカード１位」、「ワイルドカード２位」、「ワイルドカード３位」、「ワイルドカード４位」、「ワイルドカード５位」、「ワイルドカード６位」といい、「B.LEAGUE ONEプレーオフ出場順位」を11位、12位、13位、14位、15位、16位とする。上位を決定するにあたっては、「2026-27 リーグ戦試合実施要項」第９条第３項の規定を準用する。

第３条〔大会方式〕

(1)　本大会はトーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。

(2)　ラウンドオブ16、準々決勝、準決勝および決勝はそれぞれ２試合行い、終了した時点で１勝１敗となった場合は、３試合目を行い順位を決定する。また３位決定戦は行わない。

(3)　ラウンドオブ16、準々決勝、準決勝および決勝の全ての試合を、「B.LEAGUE ONE プレーオフ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。

第４条〔試合の主催等〕

試合は、すべて協会およびＢリーグが主催し、ホームゲームとなるＢクラブが主管する。

第５条〔試合の日程および会場〕

(1)　本大会の準々決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとし、準決勝は木曜日から月曜日の間で開催し、決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとする。

(2)　前項で開催される試合のうち１試合目と２試合目は連日同一会場で開催することとし、３試合目を行う場合は２試合目の翌日または翌々日開催とし、会場を変更して開催できることとする。

(3)　前項で規定する試合会場は、いずれもホームクラブの活動区域内の会場とし、ホームアリーナ検査要項2026-27シーズンB.ONE用を充足する会場とする。これによらない場合は理事会での承認を得ることとする。

(4)　本大会については、Ｂリーグ規約第48条第５項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても、本条第１項規定の曜日以外で試合を開催することはできないこととする。

第６条〔試合開始時間の間隔〕

本大会の準々決勝、準決勝および決勝における試合開始時間の間隔は、次のとおりとする。

①　１試合目と２試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として19時間以上を設けることとする

②　２試合目と３試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として21時間以上を設けることとする。

第７条〔順位の決定および表彰〕

(1)　本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2026-27 B.LEAGUE ONEの年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2026-27 B.LEAGUE ONEの年間準優勝クラブ

とする。
(2)　本大会準決勝の敗者のうち、「B.LEAGUE ONEプレーオフ出場順位」の上位クラブを2026-27 B.LEAGUE ONEの年間３位クラブ、下位クラブを2026-27 B.LEAGUE ONEの年間４位クラブとする。
(3)　本大会準々決勝の敗者を、2026-27 B.LEAGUE ONEの年間５位から８位とする。このとき、上位を決定するにあたっては、「B.LEAGUE ONEプレーオフ出場順位」の上位クラブから順に５位から８位とする。
(4)　本大会ラウンドオブ16の敗者を2026-27 B.LEAGUE ONEの年間９位から16位とする。このとき、上位を決定するにあたっては、「B.LEAGUE ONEプレーオフ出場順位」の上位クラブから順に９位から16位とする。
(5)　第１項に規定するB.LEAGUE ONEの年間優勝クラブおよび年間準優勝クラブに加え、第２項に規定する２クラブを年間ベスト４とし、第３項および第４項に規定する12クラブをB.LEAGUE ONEプレーオフ出場クラブとして、それぞれ別途定める「表彰規程」により表彰する。

第８条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

本大会において同時にプレーできる外国籍選手、アジア特別枠選手および帰化選手については、「2026-27 リーグ戦試合実施要項」第７条第４項および第５項を準用する。

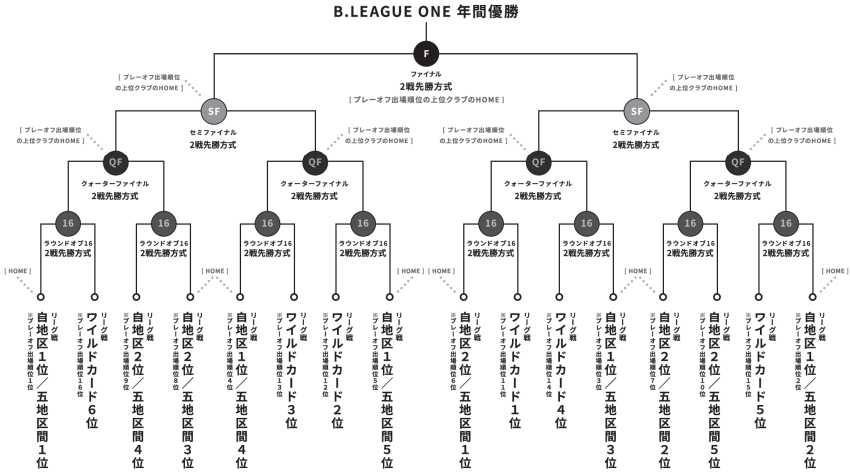
第９条〔遠征経費〕

本大会におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費の負担は、「旅費規程」の定めにかかわらず、準々決勝、準決勝、３位決定戦および決勝戦の各アウェークラブの２試合目までの費用を合算し、各ホームクラブにて均等割りすることとする。ただし、３試合目が発生した際のアウェークラブ分の費用については、当該対戦ホームクラブが負担することとし、２試合目までで終了した際にアウェークラブへ発生するキャンセル料については、２試合目までの費用と合わせて合算することとする。なお、いずれも交通費・宿泊費の上限額は「旅費規程」を準用する。

第10条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【図】



〔改　定〕

2017年７月12日	2021年８月10日	2025年７月８日
2018年10月９日	2022年８月17日	2026年７月14日
2019年７月９日	2023年９月１日	2026年９月８日
2020年７月14日	2024年８月22日	